

サービス付き高齢者向け住宅  
コアハウス田坐 運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖徳会が設置運営する「サービス付き高齢者向け住宅コアハウス田坐」の入居契約書の規程に基づき、入居者の福祉を重視すると共に、安定的かつ継続的な事業を営むことを目的とします。

(基本方針)

第2条 入居者に24時間、安心と安全な生活を届けるために状況把握・生活相談サービスや選択による有料サービスを提供します。また、入居者の選択による介護保険上の居宅サービス事業所と連携を密に図り、入居者が望む自立した生活を維持するための適切な支援を行います。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりです。

- (1) 名称 サービス付き高齢者向け住宅 コアハウス田坐
- (2) 所在地 大阪府松原市田井城1丁目177-1

(入居定員)

第4条 入居定員は27名とします。

(入居資格)

第5条 単身高齢者世帯

「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定を受けている者をいいます。

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第6条 施設に次の職員を置く。ただし( )書きは非常勤職員とします。

- (1) 生活相談員 1名
- (2) 生活支援員 (6)名
- (3) 事務員 (1)名

(職務)

第7条 職員の職務分掌は次のとおりです。

- (1) 生活相談員

入居者が望む自立した生活を維持するために必要な相談・援助・他事業所と

の連携などに従事します。

(2) 生活支援員は生活相談員との連携を密にし、入居者が望む自立した生活を維持するために必要な基本サービスを提供します。

(3) 事務員は会計・財務管理・庶務などの事務を行います。

(会議)

第8条 施設の円滑な運営を図るために次の委員会を設置します。

(1) サービス向上委員会

### 第3章 入居及び退去

(入居の申込み)

第9条 施設への入居希望者は、入居申込書兼台帳と介護保険証の提出を行います。

2. 施設は入居申込書兼台帳の提出があったときは、その内容を確認の上、申し込み者名簿に記入し、登録を行います。

(入居申込者の面接調査)

第10条 入居希望者の面接調査は、本人及び連帯保証人により行うものとします。

2. 面接調査は入居申込書兼台帳に記入してある内容の確認とその他生活状況の把握を行います。

3. 面接調査の結果、入居の承認、または否認された者に対して、その旨を本人または身元保証人に通知するものとします。

(入居の手続き)

第11条 入居が承認された者は、次の書類を施設に提出します。

- 一. 入居契約書
- 二. 重要事項説明書
- 三. その他施設が必要と認めた書類

(入居者台帳などの整備)

第12条 入居者に対して、健康診断を行うと共に、本人のこれまでの生活状況などを台帳に記録し、入居後の健康管理・相談・援助などに備えます。

(契約の終了)

第13条 入居者が解約しようとするときは、退去届けを提出します。

(死亡後の対応)

第14条 入居者が死亡された後、本契約終了の諸手続を行います。

(入居の取消)

第15条 利用者が次の項目に該当する時は、入居を取り消すことができます。

- 一. 賃料、敷金などの支払い義務が一つでも履行されないとき
- 二. 本契約書に規定する義務が履行されないとき

三. 本重要事項説明書にある「3 入居者の条件」を満たさなくなったとき

## 第4章 サービス内容

(安否確認)

第16条 入居者に対し、一日1度は安否確認を行います。

(相談援助)

第17条 入居者に対し、日常生活を過ごす上で必要な相談援助を行い、連帯保証人や他事業所などとの連携を行います。

(緊急時の対応)

第18条 入居者の心身に緊急性があると判断した時には、緊急連絡先へ連絡するなどの対応を行います。

(食事)

第19条 入居者に対し、毎日栄養バランスに配慮した食事を3食提供します。(あらかじめ欠食の連絡がある場合は除く)

(入浴)

第20条 入浴費用は3回/週まで共益費に含まれますが、4回目以降は有料です。

(保健衛生)

第21条 入居者の健康診断を入居時と年一回以上行い、その記録を保管します。

(その他のサービス)

第22条 入居者がその他のサービスを必要とする時には事前に有料サービスの申し込みを行うことにより利用できます。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第23条 入居者の心身に緊急性があると判断した時には本契約締結時に届けられた緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害時対策)

第24条 防火管理者を設置し、防災計画の提出や非常災害時に備えて消防訓練を実施します。

## 第7章 その他運営に関する事項

(苦情担当者の設置)

第25条 入居者の苦情に対する窓口を設置し、苦情があった場合には迅速、適切に対応致します。

(秘密保持・個人情報の取り扱い)

第26条 入居者及び連帯保証人などに対する知り得た個人情報の保護に努め、正当な理由があるまたは同意がある以外は第三者に開示、漏洩は致しません。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行します。